

2015年解雇阻止の闘いを今日から取り組もう！ 阪大の非常勤職員使い捨てをストップさせよう！

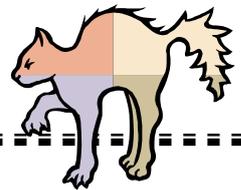
私たちは「当分の間」がつくられた当初から、長期非常勤職員にとって「当分の間」が撤廃されれば即解雇になるという危険性を明らかにしてきました。したがって、「当分の間」を撤廃するなという要求を立てて、阪大に「当分の間」撤廃問題を交渉議題とさせてきました。2004年3月24日の団交をはじめとして、阪大は「最大限定年まで雇用の可能性はある」という回答をおこない、多くの長期非常勤職員に「定年まで働ける」という期待を持たせてきました。しかし、阪大はそれを反故にして、2015年には解雇するというのです。この阪大の欺まんを絶対に許すことはできません。

阪大は昨年度、特例職員採用試験を2回実施して以降、いまだに「第3次採用試験は未定」として募集をしていません。これは阪大がもう採用試験をやらないという宣言ではないですか。阪大は「特例職員採用試験は5年間継続する」から「2015年3月末までの5年間に特例職員になるか退職するか選択せよ」と迫ったのです。しかし、たった1年で特例職員採用試験を終わるつもりなのです。これは詐欺です。結局、阪大は2回の採用試験で60名を採用しただけで、それ以外の長期非常勤職員は“もう、いない”と言っているのです。いみじくも、私たちが指摘したように、「お知らせ」は「特例職員制度をつくって何人かは残すが、その他大勢は放り出して短期雇用制度の矛盾の解消を図る」手段であることを証明しています。なお、特例職員について、阪大は常勤職員と同じと説明していますが、「準常勤職員」という新たな差別的な身分です。

阪大は、大学にとって「めざわりな存在」である長期非常勤職員をなくすことで、短期雇用制度を再確立しようとしているのです。すでに、法人化8年を経て、法人化以降雇用された短期非常勤職員が雇い止め攻撃にさらされ続けています。したがって、私たちは「当分の間」撤廃・2015年解雇阻止の闘い

と、短期雇用制度を撤廃させる闘いを一つのものとして闘わなければなりません。その闘いこそが、長期を含むすべての非常勤職員の雇用を守ることができるのです。

長期非常勤職員のみなさん。今こそ、非常勤職員は団結して、阪大の非常勤職員使い捨てをストップさせるため、共に闘おうではありませんか。非常勤職員の雇用と生活を守るために、阪大分会への加入をよびかけます。



非正規労働者の談話室

阪大の解雇攻撃に直面している短期および長期非常勤職員の人たちと相談会をもちます。

ひとりで悩まず、どんなことでも相談にきてください。

日時

7月28日(木曜) 午後6時～9時

8月25日(木曜) 午後6時～9時

場所

豊中市立千里公民館 第一会議室
(豊中市千里文化センターコラボ内)

アクセス: 北大阪急行またはモノレール
千里中央駅下車

連絡先

TEL: 06-6303-0449

E-mail: handaibunkai@yahoo.co.jp